

1 基本情報

記載日	2024/1/19	レポートNo.	19-2023
担当委員会	国民スポーツ大会委員会	評価指標 進捗状況自己評価	A
委員長	山本 浩		
担当部署	国スポ推進部		
部長	江橋 千晴		

評価指標進捗状況自己評価

「S」：評価の段階で最終目標を既に達成している。
 「A」：当該年度の目標を達成している。
 「B」：当該年度の目標を達成していないが、現状を継続すれば最終目標を達成見込。
 「C」：当該年度の目標を達成しておらず、最終目標の達成に向けて改善が必要。

2 成果目標

重点項目	地域スポーツの最適化	多様性の尊重
	スポーツ・インテグリティの強化	○ 次世代に繋ぐ新たな仕組みの実現
成果目標 No.	19	
受益者(団体) ※誰に対して行うか	出場選手関係者(親族、コーチなど) 競技愛好者	
主な連携先 ※誰と共に行うか	開催地 ブランド戦略委員会 国スポ実施中央競技団体	
	JSPOは、様々な競技のトップアスリートが一堂に会する国民体育(スポーツ)大会の熱戦を、全国にお届けしたいと考えています。 そこでJSPOは、オリンピックなど国際競技大会で活躍するようなアスリートの国体(国スポ)への参加をさらに促進するとともに、インターネット動画配信サイト「JSPO国体(国スポ)チャンネル」を更に充実させることにより、スポーツを見る楽しさ、応援する楽しさを全国へ届けます。	

3 到達目標経年データ

評価指標①	2022(基準値)	2023(実績)	2024(目標)
国体(国スポ)チャンネル 累計PV数	本大会166万PV 冬季54万PV	本大会 472万PV 冬季 46万PV	本大会500万PV 冬季 50万PV
	2025(目標)	2026(目標)	2027(最終目標)
	本大会550万PV 冬季55万PV	本大会 600万PV 冬季 60万PV	本大会200万PV、 冬季60万PV以上

評価指標②	2022(基準値)	2023(実績)	2024(目標)
オリンピックなど国際競技大会で活躍する ようなトップアスリート参加率	4.0%	2.7%	4.0%
	2025(目標)	2026(目標)	2027(最終目標)
	6.0%	7.0%	8%以上

4 成果目標及び到達目標の達成に向けた今期の具体的な取組内容

(1)国体(国スポ)チャンネル 累計PV数に関する指標
 ①開催県、中央競技団体(NF)に対する周知、広報協力依頼
 ②SNSでの周知
 (2)オリンピックなど国際競技大会で活躍するようなトップアスリート参加率に関する指標
 ①NFへの協力依頼

5 成果目標及び到達目標に対する現状分析

(今期の取組への評価や、3.到達目標経年データの評価指標で表すことが出来ない成果など)

(1)国体(国スポ)チャンネル 累計PV数に関する指標
 本大会のPV数は目標数を大幅に超えて達成している。
 周知の成果や、一般的にインターネット配信に対する認知が広がっていると思われる。
 冬季は減少しているが、チャンネル数の増減やPV数のカウント方法の変更が影響していると考えられる。
 (2)オリンピックなど国際競技大会で活躍するようなトップアスリート参加率に関する指標
 予選会免除やトップアスリート特例を設けるなど、各種取組をしているが参加増につながっていない。
 他の競技会日程に左右される。

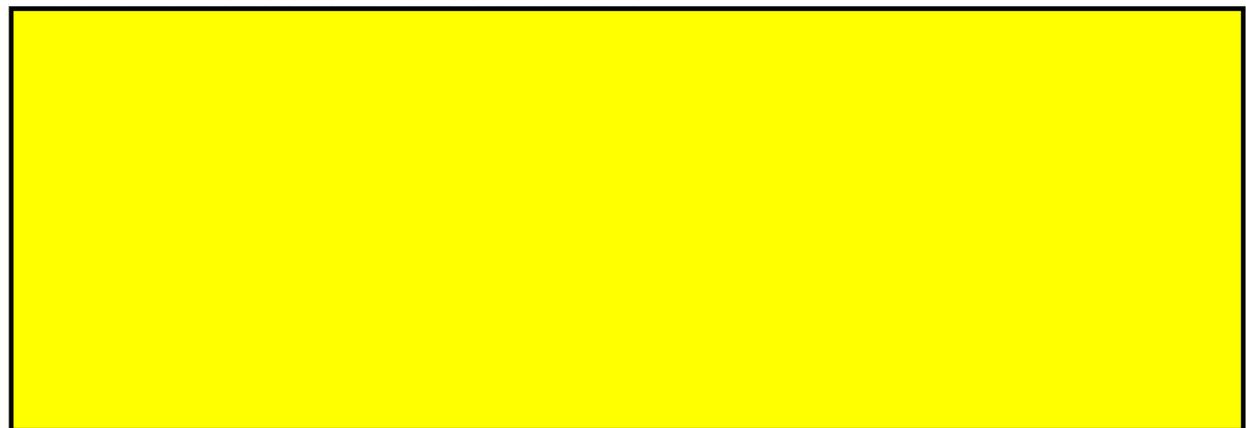
6 成果目標及び到達目標の達成に向けた課題点

(1)国体(国スポ)チャンネル 累計PV数に関する指標
 国体(国スポ)チャンネルの認知をさらにあげることで国スポのブランディングに寄与できるようにしていく必要があると考えられる。
 (2)オリンピックなど国際競技大会で活躍するようなトップアスリート参加率に関する指標
 トップアスリートが出場する魅力ある大会にすることはもとより、国際大会等出場アスリートが出場しているにもかかわらず、トップアスリート出場選手数として計算されていない場合があるため、NFごとに確認をすることも必要。

7 次年度以降の取組予定と目標

(1)国体(国スポ)チャンネル 累計PV数に関する指標
 PV数を増やす取組を継続しつつ、PV数が国スポのブランディングにつながる取組を検討する。
 (2)オリンピックなど国際競技大会で活躍するようなトップアスリート参加率に関する指標
 NFに対してトップアスリートの出場を促すとともに、トップアスリートの定義についてNFに確認する。(トップアスリートとしてカウントすべき出場選手がいる可能性がある)

8 フィードバック(中期計画部会・総合企画委員会・理事会)



2023年度 成果目標レポート

1 基本情報

記載日		レポートNo.	20-2023
担当委員会	国民スポーツ大会委員会	評価指標 進捗状況自己評価	B
委員長	山本 浩		
担当部署	国スポ推進部		
部長	江橋 千晴		

評価指標進捗状況自己評価

- 「S」：評価の段階で最終目標を既に達成している。
- 「A」：当該年度の目標を達成している。
- 「B」：当該年度の目標を達成していないが、現状を継続すれば最終目標を達成見込。
- 「C」：当該年度の目標を達成しておらず、最終目標の達成に向けて改善が必要。

2 成果目標

重点項目		地域スポーツの最適化		多様性の尊重
		スポーツ・インテグリティの強化	○	次世代に繋ぐ新たな仕組みの実現
成果目標 No.	20	国民体育(スポーツ)大会は、トップアスリートが集う競技会を開催することはもとより、一般の方も参加できる競技のイベント事業も開催することにより、地域住民が新たなスポーツの楽しさに出会う機会を創出することとしています。そこでJSPOは、各競技会のイベント事業を一層充実することにより、国民体育(スポーツ)大会の魅力をより一層高めます。		
受益者(団体) ※誰に対して行うか	国スポ開催県の地域住民			
主な連携先 ※誰と共に行うか	中央競技団体 開催都道府県・市町村			

3 到達目標経年データ

評価指標	2022(基準値)	2023(実績)	2024(目標)
イベント事業を実施する競技団体の割合	37.5%	47.5%	50%
	2025(目標)	2026(目標)	2027(最終目標)
	60%	65%	70%以上

4 成果目標及び到達目標の達成に向けた今期の具体的な取組内容

中央競技団体(NF)の国スポ担当者が集まる競技運営部会の場において、イベント事業の実施に関する協力依頼を行った。

5 成果目標及び到達目標に対する現状分析

(今期の取組への評価や、3.到達目標経年データの評価指標で表すことが出来ない成果など)

イベント事業を実施したNFからの報告では、地域住民への競技の普及だけでなく、開催都道府県・市町村と開催都道府県競技団体とが連携し、事業を開催する等、団体間の連携関係が構築されるなど、一過性にとどまらない成果が得られていることが確認できた。イベント事業の実施により、体験する、みる、知るなど、様々な形で競技の面白さを地域住民に伝えることができた。

6 成果目標及び到達目標の達成に向けた課題点

イベント事業を実施していないNFの要因が把握できていない。実施にあたってNFの人的・財政的負担などが考えられる。また、開催都道府県・市町村ごとに地域事情も開催可否の要因となっていることも考えられる。

7 次年度以降の取組予定と目標

イベント事業を実施していないNFに対して、事業を実施していない要因を調査する。イベント事業の実施事例、成果などを取りまとめ、各種会議等でNFに共有することや開催都道府県へ周知することで、イベント事業の実施を促進していく。

8 フィードバック(中期計画部会・総合企画委員会・理事会)



2023年度 成果目標レポート

1 基本情報

記載日		レポートNo.	21-2023
担当委員会	国民スポーツ大会委員会	評価指標 進捗状況自己評価	C
委員長	山本 浩		
担当部署	国スポ推進部		
部長	江橋 千晴		

評価指標進捗状況自己評価

- 「S」：評価の段階で最終目標を既に達成している。
- 「A」：当該年度の目標を達成している。
- 「B」：当該年度の目標を達成していないが、現状を継続すれば最終目標を達成見込。
- 「C」：当該年度の目標を達成しておらず、最終目標の達成に向けて改善が必要。

2 成果目標

重点項目	地域スポーツの最適化	多様性の尊重
	スポーツ・インテグリティの強化	○ 次世代に繋ぐ新たな仕組みの実現
成果目標 No.	21 近年、国民体育(スポーツ)大会冬季大会は、開催できる施設を有する都道府県が少ないため、開催地の決定に難航する傾向にあり、今後、冬季大会の安定的な開催が危がまれる状況にあります。 そこでJSPOは、冬季大会開催地を固定開催化も含めたローテーション化等を検討することにより、冬季大会の持続的な開催を実現します。	
受益者(団体) ※誰に対して行うか	中央競技団体(NF) ・全日本スキー連盟 ・日本スケート連盟 ・日本アイスホッケー連盟	
主な連携先 ※誰と共に行うか	中央競技団体(同上) 冬季大会開催可能都道府県	

3 到達目標経年データ

評価指標	2022(基準値)	2023(実績)	2024(目標)
開催地ローテーション化の準備状況	—	NFと協議 開催可能県と協議	NFと協議 開催可能県と協議
	2025(目標)	2026(目標)	2027(最終目標)
	NFとの協議 開催可能県と協議	NFとの協議 開催可能県と協議	ローテーション化の 確立

4 成果目標及び到達目標の達成に向けた今期の具体的な取組内容

<ul style="list-style-type: none"> ○ NFと連携し、開催可能都道府県に対するアプローチを実施 ○ JSCの国スポ冬季大会競技会開催支援事業助成金助成率の改定に向けて取り組み、開催都道府県の財政面における負担軽減を実現(助成率を4分の3から5分の4に改定)

5 成果目標及び到達目標に対する現状分析

(今期の取組への評価や、3.到達目標経年データの評価指標で表すことが出来ない成果など)

令和4年度に示したワーキンググループの提案内容を具現化し、冬季大会開催地の負担軽減に取り組んだ。
 ①交付金の増額(3000万円から6000万円)
 ②式典の簡素化(開始式、表彰式の簡素化/冬季大会は実施しないことも可)
 ③プログラムの電子化(開催基準要項の改定[総合プログラム、競技別プログラムの電子化])
 上記3つの取組によって、従来よりも開催都道府県の負担が軽減されたものと考ええる。

6 成果目標及び到達目標の達成に向けた課題点

インターハイなどの国スポ以外の冬季競技大会もあり、国スポ以外の大会を念頭に置いた、開催都道府県のローテーション化を検討する必要がある。

ローテーション化を確立するためには、開催可能都道府県すべての了解を得る必要があることや都道府県ごとに事情もあることから、ローテーション化の確立はハードルが高い。

7 次年度以降の取組予定と目標

全国高等学校体育連盟などとも連携を取りながら、冬季大会開催地の選定を進める。
 開催可能都道府県に対して、負担軽減策を説明し理解を得ていく。
 NFとは、実施種目内容も含めて検討する。
 また、3巡目国スポ在り方検討プロジェクトにおいて冬季大会を含めて検討する。

8 フィードバック(中期計画部会・総合企画委員会・理事会)

--

特別国民体育大会(鹿児島県) 参加資格違反

資料No.2

	都道府県	競技 (種目)	種別	違反内容		処分	
						対象者	関係団体
①	佐賀県	剣道	成年男子・兼任監督	監督資格に係る参加資格違反	2023年10月1日から資格が有効	1大会の参加・出場禁止 (第78回大会ブロック大会・本大会)	佐賀県スポーツ協会:注意(文書) 全日本剣道連盟:注意(文書)
②	山梨県	カヌー	監督	監督資格に係る参加資格違反	2023年10月1日から資格状態が保留	1大会の参加・出場禁止 (第78回大会ブロック大会・本大会)	山梨県スポーツ協会:注意(文書) 日本カヌー連盟:注意(文書)

国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において次の違反が発生した場合の続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項に係る違反
 - ※「参加」とは参加申込締切時にエントリーしていることをいう。
 - ※「出場」とは競技会に出場することをいう。
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という）及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほか、別途処分を課することができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
 - (1) 競技会開始前及び終了後
 - 国民スポーツ大会委員会委員長（以下、「国スポ委員長」という。）並びに国スポ委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国スポ委員長があたるものとする。
 - (2) 競技会期間中
 - 大会委員長（国スポ委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。
2. 聴聞会において、当該者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民スポーツ大会委員会（以下、「国スポ委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への出場については、国スポ委員長が本規程第5条に基づき決定する。

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合

- (1) 競技会開始前及び期間中
 - 1) 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。
また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに出場を中止させる。
 - 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加・出場できることとする。
 - 3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。
 - 4) 当該者については、国スポへの次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国スポ委員会で審議の上、決定する。
 - 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国スポ委員会で審議の上、決定する。
- (2) 競技会終了後
 - 1) 当該者については、国スポへの次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国スポ委員会で審議の上、決定する。
 - 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国スポ委員会で審議の上、決定する。
 - 3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国スポ委員会で審議の上、決定する。

- (1) 競技会開始前
 - 1) 個人競技
 - a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。
 - b. 次順位の選手の参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加・出場できることとする。
 - c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の出場は認めないものとする。
 - 2) 団体競技
 - a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。
 - b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に出場できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
 - c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、出場できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加・出場できることとする。

- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場は認めないものとする。
- (2) 競技会期間中
- 1) 個人競技
 - a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させ、成績を抹消する。
 - b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
 - c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の出場を直ちに中止させる。
 - 2) 団体競技
 - a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。
 - b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
 - c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に出場できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
 - d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場を直ちに中止させる。
- (3) 競技会終了後
- 当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。
- ただし、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国スポ委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加・出場については、国スポ委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分
 - (1) 当該者・チームの当該大会の出場、及び次回大会以降の参加・出場の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国スポ委員会で審議の上、決定する。
 - (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

2. 成績に関する処分
規律パネルの決定に従い、当該者・チームの成績を抹消する。
なお、当該大会の他の種目等において、当該者及び当該者が構成員となっているチームの成績が発生している場合は、その処分について国スポ委員会において審議の上、決定する。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADAは当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。
ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に出場できるものとする。

第10条 国スポ以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国スポ以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該者の国スポへの参加及び国スポにおける成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国スポ委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国スポに参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国スポにおける成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会出場（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
 - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。
 - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第5章 上訴

第12条 上訴

国スポ委員会の最終的な処分決定に対し、当該者及び当該者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第6章 その他

第13条 その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。

国民スポーツ大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会

- 参加資格違反については、違反した当該大会から1大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
- 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協及び当該中央競技団体と協議の上、国スポ委員会において決定する。

第14条 規程の変更

この規程は、国スポ委員会の議決により変更することができる。

附則

- 本規程は、平成20年4月25日より施行する。
※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成19年3月7日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。
- 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- 本規程は、平成23年12月15日一部改訂し、同日から施行する。
- 本規程の平成23年12月15日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第5条の2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成24年3月22日国体委員会決定）。
- 本規程は、平成27年3月12日一部改定し、同日から施行する。
- 本規程は、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
- 本規程は、平成29年12月15日一部改定し、同日から施行する。
- 本規程は、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。
- 本規程は、令和2年3月12日一部改定し、同日から施行する。
- 本規程は、令和4年8月25日一部改定し、同日から施行する。
- 本規程は、令和5年4月1日一部改定し、同日から施行する。
- 本規程は、令和6年1月1日一部改定し、同日から施行する。

「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）への参加・出場禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

- 以下に該当する場合は、1大会の参加・出場禁止とする。
 - 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
 - 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国スポ参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
 - その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。
- 上記1に該当しない場合は、2大会の参加・出場禁止とする。
- その他
 - 各競技団体の定める規定に抵触したことで国スポの参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加・出場禁止期間を決定する。
 - 「1大会の参加・出場禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。
※ 「例外適用」の対象者
 - 新卒業者
 - 結婚又は離婚に係る者
 - ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
 - 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
 - JOCエリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ）
- 本取り扱ひの改定については、国民スポーツ大会委員会にて行う。

附記

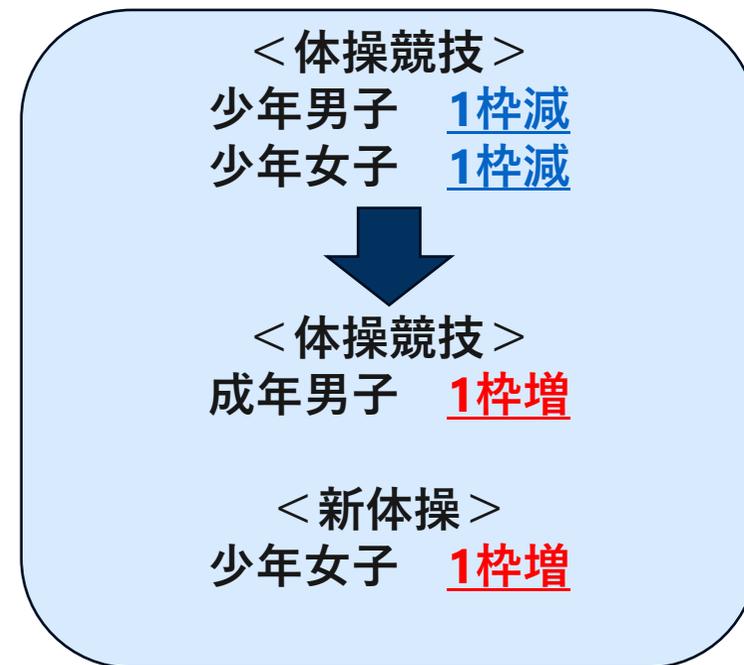
- 本取り扱ひは、平成24年3月22日より施行する
- 本取り扱ひは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
- 本取り扱ひは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。
- 本取り扱ひは、令和2年3月12日一部改定し、同日から施行する。
- 本取り扱ひは、令和6年1月1日一部改定し、同日から施行する。

競技団体要望 – 第78回大会以降の体操競技における参加人員数の変更 –

【変更要望】「参加人員数」の変更 – 参加都道府県数の変更 –

< 令和元年度第1回国民体育大会委員会決定事項 >

種別		監督	選手	参加都道府県	小計	合計
成年男子	体操競技	1	5	10	60	624
成年女子	体操競技	1	5	10	60	
少年男子	体操競技	1	5	26	156	
	新体操	1	5	10	60	
少年女子	体操競技	1	5	26	156	
	新体操	1	5	22	132	



< 第78回大会以降の参加人員数 >

種別		監督	選手	参加都道府県	小計	合計
成年男子	体操競技	1	5	11	66	624
成年女子	体操競技	1	5	10	60	
少年男子	体操競技	1	5	25	150	
	新体操	1	5	10	60	
少年女子	体操競技	1	5	25	150	
	新体操	1	5	23	138	

< 特別国民体育大会委員会実施要項（参考） >

種別別		監督	選手	参加都道府県	小計	合計
成年男子	体操競技	1	5	13	78	654
成年女子	体操競技	1	5	10	60	
少年男子	体操競技	1	5	29	174	
少年女子	体操競技	1	5	29	174	
	新体操	1	5	28	168	

競技団体要望 – 第78回大会以降の体操競技における参加人員数の変更 –

< 第78回大会以降の各ブロックの出場枠 >

ブロック	競技 (チーム数)				新体操 (チーム数)		トランポリン (人数)	
	成年男子	成年女子	少年男子	少年女子	少年男子	少年女子	男子共通	女子共通
北海道	1	1	1	1	1	1	1	1
東北	1	1	3	3	1	3	1	1
関東	1	1	4	4	1	3	1	1
北信越	1	1	※1 (2) ↔ (3)		1	2	1	1
東海	1	1	2	2	1	2	1	1
近畿	1	1	3	3	1	3	1	1
中国	1	1	※1 (3) ↔ (2)		1	2	1	1
四国	1	1	2	2	1	2	1	1
九州	1	1	4	4	1	3	1	1
開催地	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度成績枠	1 ※2	0	0	0	0	1 ※2	0	0
総計	11	10	25	25	10	23	10	10

※1 競技・少年男女の北信越ブロックと中国ブロックについては、少年男女が毎年交互に出場枠を入れ替える。

※2 今回の変更で1枠増加となった競技・成年男子および、新体操・少年女子の追加枠については、前年度成績枠として、前年度の大会で1位となった都道府県が該当するブロックに配分する。

<例>

特別大会では、競技・成年男子で鹿児島県が1位、新体操・少年女子で兵庫県が1位となったため、第78回大会では九州ブロックおよび近畿ブロックに振り分けられる。

国民スポーツ大会委員会 医事部会規程 改定対比表

現行	改定後	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 この規程は、委員会規程第8条の規定に基づいて設置された、国民スポーツ大会委員会(以下「国スポ委員会」)医事部会(以下「部会」という。)に関することを定める。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 この規程は、日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)委員会規程第8条の規定に基づいて設置された、国民スポーツ大会委員会(以下「国スポ委員会」という。)医事部会(以下「部会」という。)に関することを定める。</p>	委員会規程の所在に関する文言を追記
<p>第2章 審議事項</p> <p>第2条 部会は、国民体育大会における選手の医科学サポート及びドーピングコントロールなど、医事関係についての専門事項を審議する。</p>	<p>第2章 審議事項</p> <p>第2条 部会は、国民スポーツ大会における選手の医・科学サポート、アンチ・ドーピング活動及び大会の安全管理に関する事項など、医事関係についての専門事項を審議する。</p>	大会名称の変更 医事部会の所管事項について追記
<p>第3章 部会員及び部会長</p> <p>第3条 部会は、次の部会員をもって構成する。</p> <p>(1)国スポ委員会委員長が、国体委員会委員の中から指名する若干名の部会員</p> <p>(2)国スポ委員会委員長が、学識経験者の中から指名する若干名の部会員</p> <p>第4条 部会の部会長は、国スポ委員会委員長が国スポ委員会委員の中から指名した者があたる。</p>	<p>第3章 部会員</p> <p>第3条 部会は、次の部会員をもって構成する。</p> <p>(1) 国スポ委員会委員長が、国スポ委員会委員の中から指名する若干名の者</p> <p>(2) 国スポ委員会委員長が、学識経験者の中から指名する若干名の者</p> <p>2. 部会員は、次のとおりの任期とする。</p> <p>(1) 国スポ委員会委員の中から選任された者は、委嘱の日から、国スポ委員会委員の任期までとする。</p> <p>(2) 学識経験者の中から選任された者は、委嘱の日から選任後2年以内に終了する国スポ委員会委員の任期と同じくする。</p> <p>(3) 前2項に定める者の再任は妨げない。なお、任期の満了前に退任した部会員の後任として就任した部会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3.部会員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。</p> <p>4.部会に出席した部会員には、JSPO の規程に準じて旅費を支払う。</p>	章名の変更 大会名の変更 項番号の整理 文言の修正 記載箇所の変更 改選時の権利義務に関する文章の追加 記載箇所の変更
<p>第4章 任期</p> <p>第5条 部会員の任期は、国スポ委員会委員と同じく2年とする。ただし、再任は妨げない。</p>		

<p style="text-align: center;">第5章 部会</p> <p>第6条 部会は、必要に応じ部会長が招集し、議長となる。</p> <p>第7条 部会の議事は、出席部会員の過半数で決定する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 部会長</p> <p>第4条 部会の部会長は、国スポ委員会委員長が国スポ委員会委員の中から指名した者があたる。</p> <p>2.部会は、必要に応じ部会長が招集し、議長となる。</p>	<p>部会長の権限について 追記</p>
	<p style="text-align: center;">第5章 議事</p> <p>第5条 部会は、部会員の過半数の出席(委任状による出席も含む)をもって成立する。</p> <p>2.部会の議事は、部会に出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。</p> <p>3.部会員はやむを得ない理由により部会を欠席する場合、その議決権を任意の部会員に委任することができる。なお、議決権を委任した部会員はその部会の出席者とみなす。</p> <p>4.部会長は、適当と認める者に対して、オブザーバーとして部会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。その際、必要に応じて謝金・旅費を支払うことができる。</p>	<p>新たに章を追加 会議成立条件の追記</p> <p>議決方法の追記</p> <p>委任時の取り扱いについて追記</p> <p>オブザーバーの参加について追記</p>
	<p style="text-align: center;">第6章 議事の記録</p> <p>第6条 本部会では、協議内容を記した議事録または議事概要を作成する。</p>	<p>議事の記録について 新たに章を追記</p>
<p style="text-align: center;">第6章 補則</p> <p>第8条 その他部会について必要な事項は、国スポ委員会で定める。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 補則</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は国スポ委員会が別に定める。</p>	<p>章番号の変更 条番号の変更</p>
	<p style="text-align: center;">第8章 規程の改廃</p> <p>第8条 この規程の改廃は、国スポ委員会の決議を経て行う。</p>	<p>本規程の改廃について 新たに章を追記</p>
<p>附則1</p> <p>1.この規程は、平成14年7月2日から施行する。</p> <p>附則2</p> <p>2.この規程は、平成29年6月23日から施行する。</p>	<p>附則1.この規程は、平成14年7月2日から施行する。</p> <p>附則2.この規程は、平成29年6月23日から施行する。</p>	

<p>附則 3</p> <p>3.この規程は、令和元年 7 月 17 日から施行する。</p> <p>4.この規定は、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。</p>	<p>附則3.この規程は、令和元年 7 月 17 日から施行する。</p> <p>附則4.この規程は、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。</p> <p>附則5.この規程は、令和 6 年 3 月 5 日に改定し、同日から施行する。</p>	<p>附則の追記</p>
---	---	--------------

国民スポーツ大会委員会医事部会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)委員会規程第8条の規定に基づいて設置された、国民スポーツ大会委員会(以下「国スポ委員会」という。)医事部会(以下「部会」という。)に関することを定める。

第2章 審議事項

第2条 部会は、国民スポーツ大会における選手の医・科学サポート、アンチ・ドーピング活動及び大会の安全管理に関する事項など、医事関係についての専門事項を審議する。

第3章 部会員

第3条 部会は、次の部会員をもって構成する。

- (1) 国スポ委員会委員長が、国スポ委員会委員の中から指名する若干名の者
- (2) 国スポ委員会委員長が、学識経験者の中から指名する若干名の者

2. 部会員は、次のとおりの任期とする。

- (1) 国スポ委員会委員の中から選任された者は、委嘱の日から、国スポ委員会委員の任期までとする。
- (2) 学識経験者の中から選任された者は、委嘱の日から選任後2年以内に終了する国スポ委員会委員の任期と同じくする。
- (3) 前2項に定める者の再任は妨げない。なお、任期の満了前に退任した部会員の後任として就任した部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 部会員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

4. 部会に出席した部会員には、JSPOの規程に準じて旅費を支払う。

第4章 部会長

第4条 部会の部会長は、国スポ委員会委員長が国スポ委員会委員の中から指名した者があたる。

2. 部会は、必要に応じ部会長が招集し、議長となる。

第5章 議事

第5条 部会は、部会員の過半数の出席(委任状による出席も含む)をもって成立する。

2. 部会の議事は、部会に出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
3. 部会員はやむを得ない理由により部会を欠席する場合、その議決権を任意の部会員に委任することができる。なお、議決権を委任した部会員はその部会の出席

者とみなす。

4. 部会長は、相当と認める者に対して、オブザーバーとして部会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。その際、必要に応じて謝金・旅費を支払うことができる。

第6章 議事の記録

第6条 本部会では、協議内容を記した議事録または議事概要を作成する。

第7章 補則

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は国スポ委員会が別に定める。

第8章 規程の改廃

第8条 この規程の改廃は、国スポ委員会の決議を経て行う。

附則1. この規程は、平成14年7月2日から施行する。

附則2. この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附則3. この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附則4. この規程は、令和5年4月1日に改定し、同日から施行する。

附則5. この規程は、令和6年3月5日に改定し、同日から施行する。